

## 原付講習実施要綱の制定について

例規（免）第7号  
平成5年5月17日  
千葉県警察本部長

〔沿革〕 平成13年1月例規（警）第2号  
平成24年6月例規（警）第25号  
平成31年4月例規（警）第20号  
令和2年3月例規（警）第14号  
令和2年9月例規（運教）第34号

各部長・参事官・所属長

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正により原付講習が義務化されたことに伴い、この度、見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成5年4月23日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この要綱の実施前にした原付講習に関する事項は、実施後の要綱の規定に基づいてしたものみなす。

別添

### 原付講習実施要綱

#### 第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第6号の規定による原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習（以下「原付講習」という。）を適正かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 原付講習の実施

##### 1 原付講習の委託

原付講習は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3に定める者のうち、公安委員会から運転免許関係事務及び講習の資格認定基準に関する規程（平成22年千葉県公安委員会規程第2号）に定める講習業務の資格認定通知書の交付を受けた者に委託することができるものとする。

##### 2 委託契約の事項

原付講習の委託は、おおむね次の事項を内容とする委託契約により行うものとする。

- (1) 講習は、公安委員会が定める講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）に従って実施すること。
- (2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。
- (3) 原付講習に従事する講習指導員（以下「講習指導員」という。）は、第4の1に定める、講習指導員の要件を満たす者を充てること。
- (4) 講習指導員が、免許の取消し又はその効力の停止等の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

(5) 原付講習が委託講習の実施基準に従って行われないうき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに原付講習の委託を解約することができること。

(6) その他原付講習の適正な実施に必要な事項

### 第3 実施責任者

- 1 交通部運転免許本部運転教育課（以下「運転教育課」という。）に原付講習実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、交通部運転免許本部運転教育課長をもって充てる。
- 2 実施責任者は、原付講習の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、十分な講習水準が維持され、原付講習が適正に行われるよう指導監督するものとする。

### 第4 講習指導員

#### 1 講習指導員の要件

講習指導員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
- (3) 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者又はこれに準ずる者で適切に運転指導ができる者であること。
- (4) 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者であること。
- (5) 原付講習の指導について不正な行為をし、又は講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。
- (6) 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者、又は現に起訴されていない者であること。
- (7) その他人格、識見ともに優れ、講習指導員としてふさわしい者であること。

#### 2 講習指導員に対する研修

- (1) 実施責任者は、原付講習が適正かつ十分な水準を維持して行われるよう、必要に応じて講習指導員に対する研修会を開催するものとする。
- (2) 実施責任者は、受託者に対し、講習指導員として必要な知識、技能の習得及び資質の向上を図るため、必要に応じて講習指導員に対する研修会を開催するよう指導するものとする。

### 第5 原付講習指導員の確認及び通知

#### 1 申請書の提出

実施責任者は、受託者から講習指導員（原付講習）確認申請書（別記第1号様式）の提出を受けたときは、第4の1の要件を満たすか否かを確認し、講習指導員（原付講習）確認通知書（別記第2号様式）により、その結果を通知するものとする。

#### 2 講習指導員の解任及び業務の停止等

実施責任者は、受託者が講習指導員を解任又は講習指導員の業務を停止したときは、講習指導員（原付講習）解任・業務停止届（別記第3号様式）を提出させるものとする。

## 第6 原付講習の実施方法

### 1 実施時期

原付講習は、運転免許試験の前後を問わず受講することができるものとする。

### 2 実施日及び実施場所

千葉県警察千葉運転免許センター及び千葉県警察流山運転免許センターにおける原付講習は、実施責任者が受託者と協議の上、週1回以上の実施日を定めて実施するものとする。

なお、受託者の施設において実施する場合は、受託者が定める日に実施することができるものとする。

### 3 受付

原付講習の受付は、原付講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）から原付講習申込書（別記第4号様式）を提出させて行うものとする。

### 4 具体的運用

(1) 原付講習の実施に当たっては、1グループ10人の受講者に対して、3人の講習指導員を充てることを基準とする。

なお、3人の講習指導員のうち、中心となる主任の講習指導員を指定し、当該講習指導員の指導により効果的な講習を行うものとする。

(2) 聴覚障害者及び聴覚に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて原付講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保することとする。

(3) 原付講習は原付講習の科目及び時間割り等に関する細目（別表第1）及び原付講習指導要領（別表第2）に基づき実施するものとする。

(4) 原付講習の実施に当たっては、必要に応じて受講者の技量程度によるグループ分けを行うなど、効果的な指導を行うものとする。

(5) 原付講習の課題及びコースの設定については、原付講習の課題・コース設定基準（別図）によるものとする。

(6) 受講者が使用する原動機付自転車は、スクータータイプのものとする。ただし、必要に応じて変速ギア付原動機付自転車を併用することができるものとする。

### 5 講習用教材等

(1) 運転適性検査には、安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転自己診断用の検査用紙を使用するものとする。また、視聴覚教育には、原動機付自転車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等を内容とするものを用いるものとする。

(2) 教本は、次に掲げる内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用するほか、本県における道路交通の現状と交通事故の実

態その他実情に応じた内容を記載した資料を使用するものとする。

ア 原動機付自転車の操作、走行等、運転の方法（法規制の内容を含む。）に関する知識

イ 原動機付自転車の運転の特性と事故の特徴に関する知識

ウ 場所（交差点、カーブ等）並びに天候及び路面状況に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識

エ 危険予測、回避方法等、原動機付自転車の安全な運転に必要な実践的な知識

## 第7 受講者の取扱い

### 1 受講者名簿の作成

受託者は、原付講習の実施結果を明らかにするため、受託者に原付講習受講者名簿（別記第5号様式）を作成させ、運転教育課に提出させるものとする。

### 2 未習得の場合の措置

原付講習を受講中に中断し、別表第1の細目を終了できなかった者及び原付講習を終了するも習得状況が良好でない者については、未習得とし、原付講習再受講通知（申込）書（別記第6号様式）を交付して、講習日を指定して再度、原付講習を受けさせるものとする。

なお、この場合における再受講は、前回と同じ実施場所で未習得科目について指導するものとし、講習手数料を徴収しないものとする。

## 第8 講習終了証明書の交付

原付講習を終了した者に対し原付講習終了証明書（規則別記様式第22の10の4）を交付するものとする。

なお、再交付の依頼があったときは、実施責任者に報告させ、受講事実及び人定等を確認後、欄外に「再」と朱書きした原付講習終了証明書を交付するものとする。

## 第9 事故防止等

### 1 事故防止

原付講習中における各種事故防止に万全を期すため、講習指導員は特段の配慮をするとともに、受講者にはヘルメット、ゼッケン、手袋等を確実に着用させるものとする。

なお、受託者は講習中の事故に備え、傷害保険に加入するものとする。

### 2 天候不良時の対応

降雪等の悪天候により、原付講習を安全に実施することが困難な場合は、後日、講習日を指定して受講させるものとする。

以下別記様式省略

別表第1（第6の4の（3））

## 原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受 付	1 集合時間の告知 2 グループ編成		10分
		小 計	10分
開 講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	・手足の柔軟体操 ・ヘルメットの着用方法、正しいあごひもの締め方	10分
		小 計	10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢 3 アクセルとブレーキ 4 スタンドの立て方と下ろし方	・運転に必要な装置の位置と役割 ・自然なフォーム、特に肩や肘に力の入らない姿勢 ・ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 ・アクセルに手を触れないスタンドの立て方、下ろし方	3分 2分 5分 2分
		小 計	12分
基本走行	バランスとスムーズな走行 1 発進と停止 2 スピードの調節 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点、視野範囲	・バランスのよい直進、安定した停止 ・無理のない操作による加速と減速 ・スムーズな切返し ・直線における加・減速、カーブでの安定走行 ・見通しの悪い場所での徐行 ・狭路の手前での適切な減速と安定走行 ・十分な安全確認のできる視点と範囲	10分 2分 12分 5分 5分 5分 5分
		小 計	44分
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図と安全確認 2 進路変更 3 交差点での安全走行 4 交差点での優先順位 5 危険予知、危険回避	・合図の時期と安全確認 ・スムーズな進路変更と安全確認 ・正しい右・左折と安全確認、他車との関係 ・正しい停止位置での確実な停止 ・方向指示器操作、安全確認と安定走行 ・連続する法規履行走行 ・混合交通の中での優先順位 ・隠れた危険の予知、障害物の回避	3分 2分 8分 7分 4分 15分 10分 10分
		小 計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	・安全運転自己診断を使用した安全指導 ・映画、DVD、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション	15分 20分
		小 計	35分
閉 講	1 閉講の言葉 2 原付講習終了証明書の交付	・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け	5分 5分
		小 計	10分
備考	休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。	合計所要時間	180分

別表第2（第6の4の（3））

原付講習指導要領

○ 開講

講習細目	指導要領	備考
1 開講の挨拶 講習実施上の諸注意	講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 （1）交通事故を防止するために、原付車の安全な運転方法を身に付けることを目的として行うものであること。 （2）講習内容は決して難しいものではないが、原付車の取扱方法や運転方法を誤ることによって事故につながるものであること。 （3）指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動はとらないこと。	
2 準備体操	手足の柔軟体操を行い、体をほぐす。	
3 ヘルメットの着用方法	着用の仕方について指導する。 （1）内部のあごひもの損傷有無を確認する。 （2）あごひものを確実に締める。 （3）アミダや目深にかぶらない。 （4）P S（C）マークかJ I Sマークの付いたものを使用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合交通の中で視認性の高い色のものをかぶらせる。</li> <li>・反射テープの付いたものを選ぶか、貼り付けさせる。</li> <li>・転倒等で強いショックを受けたり、傷の付いているものはかぶらせない。</li> </ul>

○ 基本操作～正しい手順及び正確な操作

講習細目	指導要領	備考
1 装置の名称と取扱い	エンジンスイッチ、アクセル、前・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器などの位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやって見せてから行わせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まごつかずにできるようにさせる。</li> </ul>
2 運転姿勢	スタンドを立てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。 （1）目は素早く情報をとれるように、前方を広く等しく見る。 （2）肩は力を抜いて自然にする。 （3）肘は力を抜いてわずかに曲げ、脇を締める。 （4）手はグリップの中央を握り、親指を下にして軽く握る。 （5）腰は体が安定する位置を選ぶ。 （6）膝は軽く内側に向け、外側に開かない。 （7）両足はステップに乗せ、足先は前方に向ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。</li> </ul>
3 アクセルとブレーキ	（1）エンジンをかけない状態で練習する。 ① アクセルをゆっくり回す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰が前過ぎたり、後ろ過ぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定になることを指導する。</li> <li>・内腿で軽くシートを挟ませる。</li> <li>・指導員のかけ声に合わせて行う。</li> <li>・グリップを握るときは、小指が外に出ない。</li> </ul>

4 スタンドの立て方、下ろし方	<p>② 素早く戻す。 ③ ブレーキをかける。</p> <p>(2) 正しくできるようになったら、エンジンをかけて指導する。</p> <p>路面の硬い平坦な場所で、車体をまっすぐにして、センタースタンドをこの利用で立てることを指導する。</p> <p>(1) 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持つ。</p> <p>(2) 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。</p> <p>(3) 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドを下ろす。</p>	<p>いようにさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセルグリップは回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる。</li> <li>・右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。</li> </ul>
-----------------	--	---

○ 基本走行～バランスとスムーズな走行

講習細目	指導要領	備考
1 発進と停止	<p>直進のみの発進と停止を繰り返す。 (第1ステップ)</p> <p>(1) 両足を路面につけて乗車する。 (2) アクセルグリップをゆっくり回す。 (3) 0.5mくらい発進したら、素早くアクセルグリップを戻す。 (4) ブレーキをかけて止まる。 (第2ステップ)</p> <p>(5) 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。 (6) アクセルグリップをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。 (7) 1mくらい前進したら、素早くアクセルグリップを戻し、左足を前方に出し、ブレーキをかけて止まる。 (8) 止まったら左足で車を支える。 (9) 発進から停止までの距離を1～2m、3～4m、4～5mと延ばす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急な発進停止をさせない。</li> <li>・転回の際は、車から降りて押して歩かせる。その時、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルグリップは握らせない。</li> <li>・指導員のかけ声に合わせてスタートさせる。</li> </ul>
2 スピードの調節	<p>(1) 直線を利用し、加速、減速操作が行えるようにする。 (2) 直線部分で加速し、前・後輪ブレーキとエンジンプレーキを併用して減速することを繰り返し行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減速時はエンジンプレーキを併用させる。</li> </ul>
3 8の字走行	<p>(1) 8～10mの間隔にパイロン2本を置いて指導する。</p> <p>① 2本のパイロンの外側を左回りで走行させる。速度を10～15km/hに上げる。転回する手前で前・後輪ブレーキをかけ、速度を5km/hくらいに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。</p> <p>② 2本のパイロンの外側を右回りで走行させる。</p> <p>③ 8の字を描くように走行させる。で</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセルを一定に保たせる。</li> <li>・曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。</li> <li>・傾斜に対する不安をここで十分に取り除く。</li> </ul>

<p>4 カーブ走行</p>	<p>きる範囲の大きさから始め、徐々に半径を小さくする。</p> <p>(2) 視線は曲がる方向へ向けさせる。</p> <p>(3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。</p> <p>(1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前・後輪ブレーキとエンジンプレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がれるようにする。</p> <p>(2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返す。</p> <p>(3) 指定区間で加速や減速が行えるように指導する。</p> <p>(4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジンプレーキと前・後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させるか両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は車から降りて押して歩かせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・曲がる方向に顔、視線を向けさせる。</li> <li>・カーブでは、一定の速度で走らせる。</li> <li>・急なアクセルの開閉はさせない。</li> </ul>
<p>5 徐行</p>	<p>交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。</p> <p>(1) あらかじめその手前で前・後輪ブレーキを使って十分に減速する。</p> <p>(2) 徐行して進行する。</p> <p>(3) 左右及び前方の安全確認をする。</p> <p>(4) 特に左右の安全が確認できてから、速度を上げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。</li> <li>・左右の見通しのきく地点に出るまでは、いつでも停止できる速度で進行することを指導する。</li> </ul>
<p>6 狭路での安定走行</p>	<p>進路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員が極めて狭い場所を通行する方法について指導する。</p> <p>(1) あらかじめその手前で十分に減速する。(5 km/h くらい)</p> <p>(2) 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランス良く通過する。(3 ~ 5 km/h)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物にハンドル等が接触しないようにさせる。</li> <li>・視線はやや前方に向けさせる。</li> </ul>
<p>7 視点・視野範囲</p>	<p>(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注視しないで、絶えず周囲(前方、後方、側方)の交通状況を把握することを指導する。</p> <p>(2) コース設定基準に示すように原付車を配置し、Aの原付車に乗車した場合、バックミラーにはBの原付車は映るが、Cの原付車は映らないことを確認させる。</p> <p>(3) 死角の中に潜んでいる側方などの車両に対する危険性について認識させる。</p> <p>(4) 見えない部分は顔を動かして見ることを指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックミラーだけでなく、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。</li> <li>・二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方、側方を見るようにさせる。</li> </ul>



○ 応用走行～法規走行及び安全運転

講習細目	指導要領	備考
1 合図と安全確認	<p>(1) 右折、左折、転回、進路変更をする場合の合図を出す時期と方法について指導する。</p> <p>① 右・左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点から30m手前の地点に達したときに行い、右・左折が終わるまで継続する。</p> <p>② 転回するときの合図は、その行為をしようとする地点から30m手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。</p> <p>③ 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとするときの3秒前を出す。</p> <p>(2) 安全の確認は、その行為を起こす前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。</p> <p>(3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順をかけ声で指示して行わせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指示は、実際の道路交通の場面を想定して行う。</li> </ul>
2 進路変更	<p>進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する。</p> <p>(1) 後方の安全をバックミラーと自らの目で確認する。</p> <p>(2) 進路変更をしようとする側の合図を出す。</p> <p>(3) 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。</p> <p>(4) 進路変更を完了したら合図をやめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3秒間の目安は、ウインカーが4～5回点滅する時間。</li> </ul>
3 交差点での安全走行	<p>(1) 停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。</p> <p>(2) 交差点での右折方法と安全確認について指導する。</p> <p>① 右後方の安全確認をバックミラーと目で行う。</p> <p>② 右側の合図を出す。</p> <p>③ 3秒経過後、右後方及び側方の安全を確認する。</p> <p>④ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。</p> <p>⑤ 交差点から30m手前で右折の合図を出して減速する。</p> <p>⑥ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。</p> <p>⑦ 曲がり終わったら、合図を戻す。</p> <p>(3) 交差点での二段階右折と安全確認について指導する。</p> <p>① あらかじめできる限り道路の左端に寄り、方向指示器を右に出し、まっすぐ交差点に近づく。</p> <p>② 交差点に近づくにしたがって、ス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点内では、最も安全な速度と方法で通行させる。</li> <li>・ 交差点の手前では、十分に減速させる。</li> <li>・ 危険を感じたら、まず止まることを強調する。</li> <li>・ 合図の戻し忘れに注意させる。</li> <li>・ 第一段階、第二段階の順に安全確認の仕方について指導する。</li> <li>・ 第一段階の直進し終わった地点で右に曲がり過ぎないように注意させるとともに、方向指示器は向きを変えた後に戻させ</li> </ul>

#### 4 交差点の優先順位

#### 5 危険予知・危険回避

- ピードを落とす。
- ③ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。
  - ④ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右に向きを変え、方向指示器を戻す。
  - ⑤ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。
- (4) 交差点での左折方法と安全確認について指導する。
- ① 左後方の安全確認をバックミラーと目で行う。
  - ② 左側の合図を出す。
  - ③ 3秒経過後、左後方の安全を確認し左側端に寄る。
  - ④ 交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。
  - ⑤ 交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。
  - ⑥ 曲がり終わったら、合図を戻す。
- 交差点における車両相互間の優先順位について指導する。
- (1) 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。
  - (2) 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。
  - (3) 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。
  - (4) 優先道路に出ようとするときは、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。
  - (5) 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。
- (1) 路上障害物(駐車車両、道路工事等)の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。
- ① 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。
  - ② 緩やかに進路を右側に変える。
  - ③ 路上障害物との間隔を1m以上保つ。
  - ④ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。
  - ⑤ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。
  - ⑥ 合図を戻す。
- (2) 駐車している四輪車の側方を通過する

- る。
- ・信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。
  - ・小回りによるふらつきに十分注意させる。
  - ・交差点に入る前に左右の安全を確認させる。
  - ・他車の行動を予知
  - ・予測して安全な行動を取ることを指導する。
  - ・少しでも危ないと感じたら、まず止まらせる。
  - ・交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。
  - ・実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを予知予測して、安全な速度と方法で走ることを理解させる。
  - ・危険に対する予知能力を高める。
  - ・乗車している車両の

	場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する。（渋滞している四輪車の側方を通行する場合は左側のドア）	側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。
--	---	---------------------------

○ 安全運転の知識

講習細目	指導要領	備考
1 運転適性検査	全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。	
2 視聴覚教育	映画、教本、写真・パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

○ 閉講

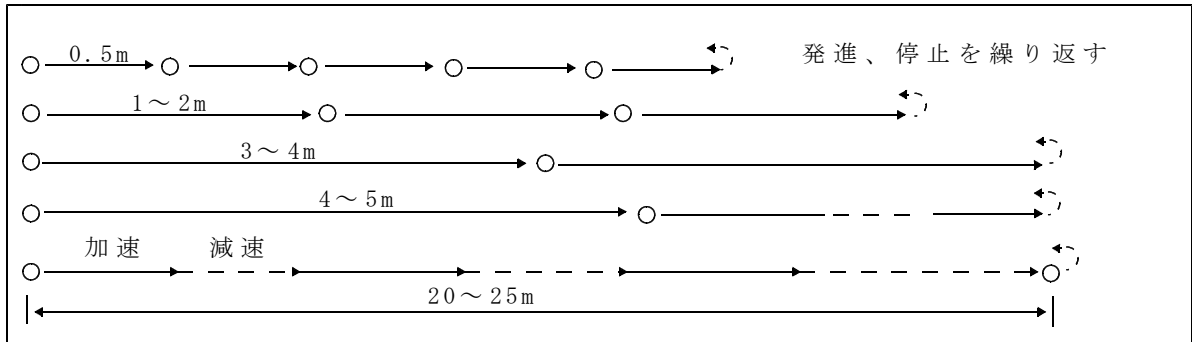
講習細目	指導要領	備考
1 閉講の言葉	自己防衛、人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	
2 原付講習終了証明書の交付		

別図（第6の4（5））

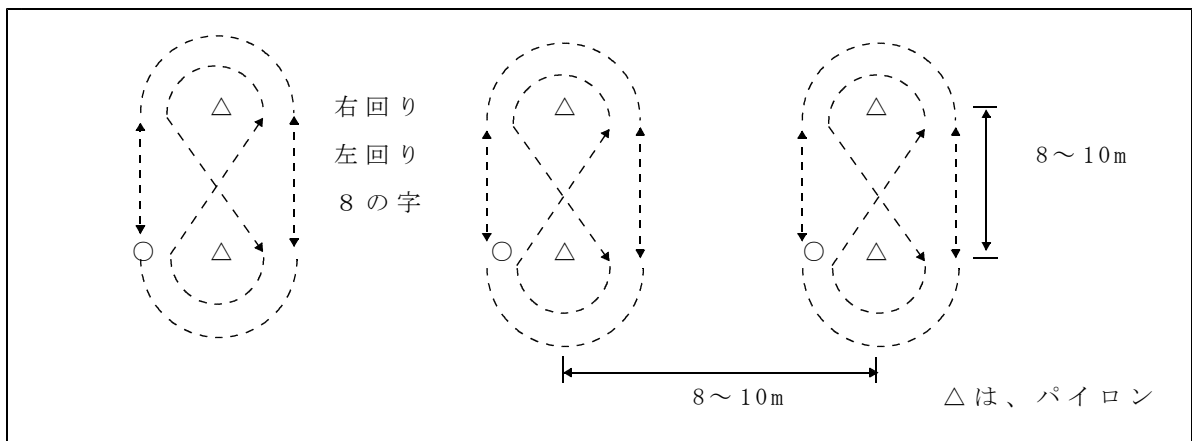
原付講習の課題・コース設定基準

○ 基本走行の課題

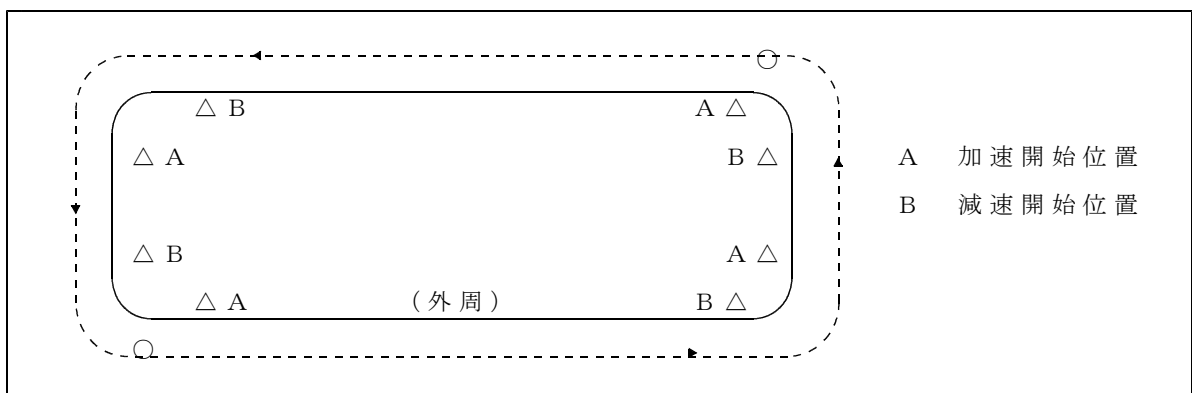
[発進、停止及びスピードの調節]



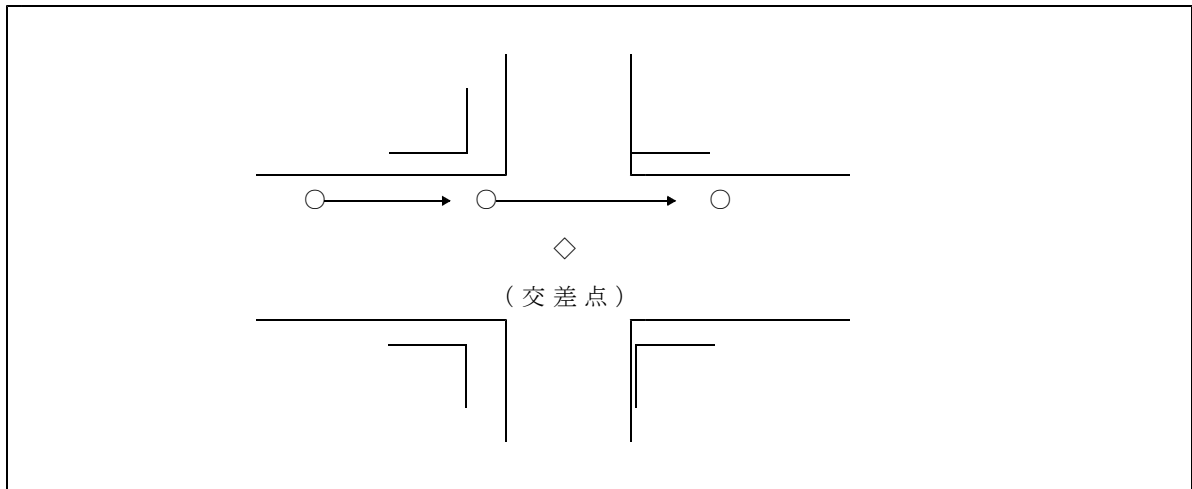
[8の字走行]



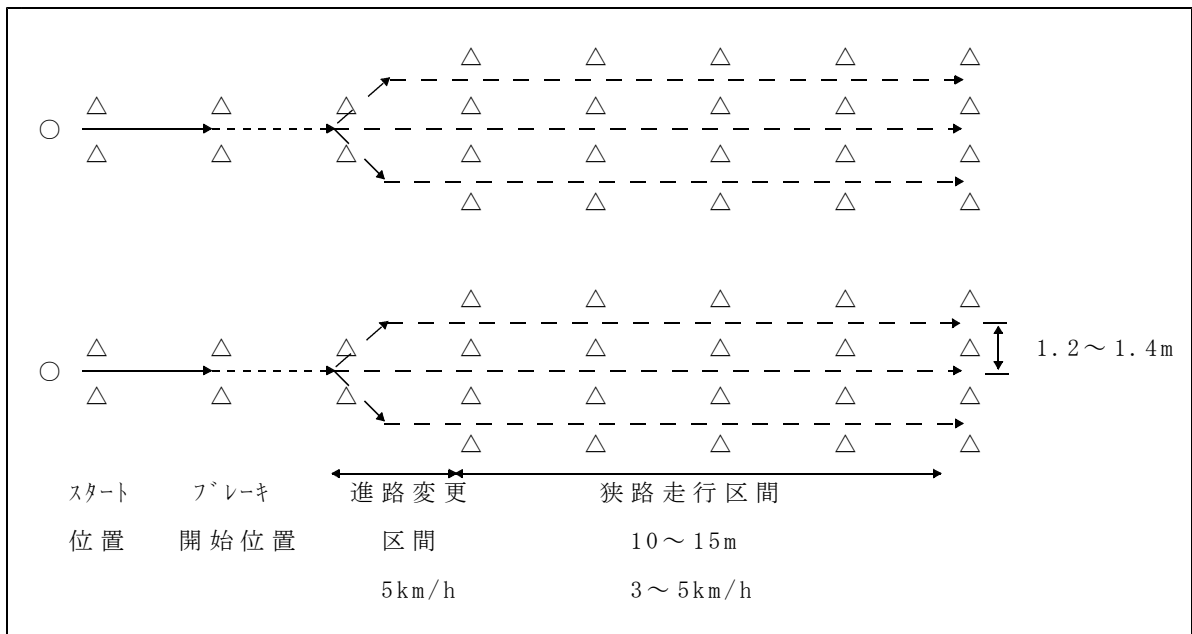
[カーブ走行]



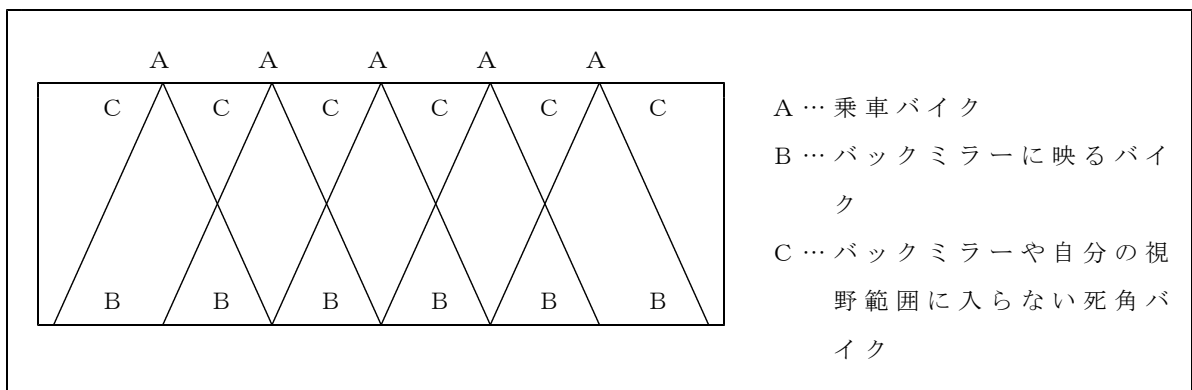
[徐行]



[狭路での安定走行]



[視点・視野範囲]



○ 応用走行の課題とコースレイアウト

